

事 業 委 員 会

平成 2 5 年 1 2 月 6 日 (金)

事業委員会

日 時 平成25年12月6日(金) 午前10時00分開会—午前10時57分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 竹内委員長、小川副委員長、鍛冶、奥野、道工、中原、辻下
田島議長、豊国監査委員

欠席委員 なし

傍聴議員 反保、竹原

出席理事者 田代町長、中口副町長、笠間教育長、末原都市整備部長、
南まちづくり戦略室長、白井財政改革部長、岡本水道事業理事、
木下都市整備部理事兼PFI総括、
村上総務部理事兼財政改革部理事兼まちづくり戦略室理事、
家永都市整備部理事兼道の駅建築総括、河合都市整備部副理事兼産業振興課長、
多賀井都市整備部土木下水道課長、鶴久森都市整備部水道課長、
前都市整備部二国推進課長代理、末原都市整備部二国推進課長代理、
四至本財政改革部理事兼行革推進課長、大野都市整備部水道課長代理、
西まちづくり戦略室理事兼企業誘致・総計担当、上西都市整備部土木下水道課参事、
中谷都市整備部土木下水道課主幹、瀬戸都市整備部土木下水道課係長、
幸地都市整備部産業振興課係長

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

竹内委員長 おはようございます。ただいまから事業委員会を開会したいと思います。

本日の出席委員は7名、全員出席です。理事者については吉田理事が病気のために欠席という報告を受けております。定足数に達しておりますので本委員会は成立しました。

これより事業委員会を開きます。

なお、理事者から報告事項がありますので、委員会終了後、引き続き協議会を開催します。よろしくお願いいたします。

12月4日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案4件の審査を行います。それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いいたします。

また、理事者の発言は所属部署と名前を言ってからお願いいたします。

また私が質疑・討論するときは、副委員長に委員長の職務をかわっていただきますのでご了承ください。

それでは議案第76号「平成25年度岬町一般会計補正予算（第3次）の件」のうち、本委員会に付託された案件について、議題とします。

本件について、担当課からの説明をお願いいたします。

河合都市整備部副理事兼産業振興課長 平成25年度岬町一般会計補正予算（第3次）のうち、当委員会に付託された案件につきまして、ご説明をいたします。

委員会資料の1ページをごらんください。

歳出といたしまして、7、商工費 1、商工費 2、観光費、都市公園管理費として、135万3,000円補正計上するものであります。内訳としまして、消耗品費5万3,000円、長松海岸枯松伐採業務委託料130万円でございます。内容としましては、長松海岸の枯松、約350本の伐採業務委託料、また松の苗5万3,000円で100本を購入するものであります。

3ページをごらんください。現在、長松海岸には約1,000本の松があり、夕日100選にも選ばれ、当町の観光名所にもなっており、景観が美しい場所として地域住民に親しまれてきました。ところが最近、松くい虫の被害により枯松が目立ってきております。また、休日ともなると大勢の方が長松周辺に来られ、松の枝などが朽ちるなど倒木の危険性が増しております。この場所を南海電鉄より借り受け、松を植樹してこられたボランティア団体も高齢化が進み、松の管理ができない状態となってきました。最近、付近住

民からも町で何とかできないかの声も寄せられており。よって、早急に枯松の伐採業務を委託するものであります。

竹内委員長 多賀井課長。

多賀井都市整備部土木下水道課長 続きまして、8、土木費 4、都市計画費、下水道事業特別会計繰出金としまして、83万3,000円を減額補正するものです。内容としましては、下水道事業特別会計における職員の給料等の減額によるものでございます。

河合都市整備部副理事兼産業振興課長 11、災害復旧費 1、農林水産施設災害復旧費、農業施設災害復旧費といたしまして、295万5,000円を補正計上するものであります。内訳は測量設計委託料30万円、農業施設災害復旧工事費199万5,000円、農道災害復旧工事費30万円でございます。内容としまして、平成25年9月15日から16日にかけての台風18号による大雨による被害で池の周辺部の崩落、農道の崩落により補修工事するものであります。

4ページをごらんください。場所は多奈川谷川の産土神社の近くの宮池であります。池周辺部ののり面の崩落状況は幅約10メートル、高さ約9メートルであります。この池の所有者は岬町であり、水利組合はございません。隣接する土地の崩落を防止するため、復旧工事を行うものであります。また、復旧工事費は199万5,000円で、測量設計委託料は30万円であります。

5ページをごらんください。同じく台風18号の大雨により、下孝子にあるドライビングスクールみさきの裏手にある中山農道に土砂が流入したものであり、除去工事が必要となったためであり、復旧工事費として30万円であります。

続きまして、委員会資料の1ページにお戻りください。11、災害復旧費 2、林業施設災害復旧費、林業施設災害復旧費といたしまして、林道災害復旧工事費として114万1,000円を補正計上するものであります。6ページをご参照ください。場所は多奈川西畑池谷地区の林道藤谷線であります。内容としましては、平成25年9月15日から16日にかけての大雨により林道の路肩が述べ32メートルほど崩落したため、通行に危険なため復旧工事を行うものであります。

竹内委員長 多賀井課長。

多賀井都市整備部土木下水道課長 11、災害復旧費 3、公共土木施設災害復旧費、町道災害復旧費としまして、25万円を補正計上するものです。内容としましては、別添資料の工事箇所一覧表と工事箇所図の7ページを併せてごらんください。平成25年9月15日から

16日にかけての台風18号の大雨により道路の災害が発生したため復旧工事を行うものです。工事概要としましては、道路の路肩部分が崩壊したためにブロック積みで延長1.8メートル復旧するものです。

続きまして、委員会資料の2ページにお戻りください。11、災害復旧費 3、公共土木施設災害復旧費、河川災害復旧費としまして、425万円を補正計上するものです。内容としましては、別添資料の工事箇所一覧表と工事箇所図の8ページから14ページをごらんください。平成25年9月15日から9月16日にかけての台風18号の大雨により河川の災害が発生したため復旧工事を行うものです。工事について説明いたします。まず工事箇所図8ページの淡輪10区水路復旧工事の内容としましては、既設石積みの護岸が崩壊したため水路の壁をコンクリートで延長11メートル復旧するものです。次に、工事箇所図9ページの下孝子地区水路復旧工事（その1）の内容としましては、既設石積みの護岸が崩壊したため幅0.3メートルのU型側溝を10メートル設置するものです。次に工事箇所図10ページの下孝子地区水路復旧工事（その2）の内容としましては、既設石積みの護岸が崩壊したため、水路の壁をコンクリートで延長26メートル復旧するものです。次に、工事箇所図11ページの伊豆賀川根固め復旧工事の内容としましては、大雨の水圧により既設護岸、擁壁下部が洗掘されたため、高さ0.6メートル、延長3メートルをコンクリートで根固めするものです。次に、工事箇所図12ページの西川護岸復旧工事の内容としましては、既設石積みの護岸が崩壊したため、ブロック積みで延長16メートル復旧するものです。次に工事箇所図13ページの東川護岸復旧工事の内容としましては、既設石積みの護岸が崩壊したため、ブロック積みで延長10メートル復旧するものです。次に、工事箇所図14ページの奥の川護岸復旧工事の内容としましては、既設水路護岸ののり面が崩壊したため、のり面保護としてコンクリート吹きつけを行い、120平方メートル復旧するものです。

委員会資料の2ページにお戻りください。

以上、当委員会付託分としまして、875万6,000円を増額補正するものでございます。

竹内委員長 ただいまの説明に対しまして、委員の皆さん、質疑ございませんか。

辻下委員。

辻下委員 河川災害復旧費やけど、全部で425万円ですか。それに工事箇所は14カ所か13カ所あるわね。この発注は随契で出すのか、一括入札するのか、その点だけちょっと聞かせ

てください。

竹内委員長 多賀井課長。

多賀井都市整備部土木下水道課長 河川の工事箇所につきましては、7カ所でございます。この部分につきましては、概算工事費としまして425万円見込んでおります。この詳細につきましては、1カ所につき随意契約の範囲内工事金額となっておりますので、現在、随意契約で発注する予定で考えております。

辻下委員 ありがとう。

竹内委員長 ほかに、ございませんか。

鍛冶委員。

鍛冶委員 長松海岸、枯松を伐採するということですがけれども、一応念のためですがカットする位置はどのあたりを考えておられますか。

竹内委員長 河合副理事。

河合都市整備部副理事兼産業振興課長 できる限り、カットする位置は低くということで考えておりますけれども、それは業者と協議して決めていきたいと思っております。

竹内委員長 鍛冶委員。

鍛冶委員 できるだけ下のほうで、まだ松くい虫か何か下のほうにおるらしいね。それがあと移らないようにということと、新たに100本、苗木を植えてくれるんですね。

河合都市整備部副理事兼産業振興課長 はい、100本新たに購入して植える予定でございます。

竹内委員長 鍛冶委員。

鍛冶委員 長松海岸をやっぱりちゃんと景観を維持したいということで、内容を見てくれるということで、350本ほどカットした後の松がやられないように一度にせんでいいから、この間一般質問でしましたけれども、計画的に松くい虫の退治の殺虫剤、それはちゃんと今後予算計上して、カットした後の現状から松の景観がプラスになるように、努力をお願いします。

竹内委員長 ほかに、ございませんか。

中原委員。

中原委員 長松海岸の松のことなんですけれども、念のため確認をさせていただきますが、松が枯れた原因については害虫によるものと、通称松くい虫と言われているものだと言われているんですけれども、それは調査等を行って確定されたのか、原因についてはそれで間違いないのかどうか、お聞かせいただきたいと思っております。

竹内委員長 河合副理事。

河合都市整備部副理事兼産業振興課長 それについては、造園関係の専門の業者に依頼しまして、
松くい虫によるものということで伺っております。

竹内委員長 中原委員。

中原委員 鍛冶委員もおっしゃっておられましたけれども、保全のための努力をいただきたいと思
います。ありがとうございます。

竹内委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第76号「平成25年岬町一般会計補正予算(第3次)の件」のうち、本委員会に
付託された案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

竹内委員長 満場一致であります。

よって、議案第76号のうち、委員会に付託された案件は可決されました。

続いて、議案第78号「平成25年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)の
件」を、議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

多賀井課長。

多賀井都市整備部土木下水道課長 委員会資料の15ページをごらんください。

平成25年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)の件について、ご説明いたし
ます。

歳入といたしまして、1、繰入金 1、一般会計繰入金としまして、83万3,000
円を減額補正するものです。内容としましては、一般会計補正予算でご説明させていただ
きましたように、下水道事業特別会計における職員の給料等の減額によるものでございま
す。

以上、当委員会付託分としまして、83万3,000円を減額補正するものでございます。

次に、歳出ですが、16ページをごらんください。

1、総務費 1、下水道総務費、一般管理費としまして、60万1,000円を減額補正するものです。内訳としましては、給料が16万1,000円の減額、職員手当等が25万2,000円の減額、共済費が18万8,000円の減額であります。

続きまして、2、事業費 1、下水道事業費、公共下水道事業費としまして、23万2,000円を減額補正するものです。内訳としましては、給料が9万円の減額、職員手当等が3万7,000円の減額、共済費が10万5,000円の減額であります。

以上、当委員会付託分としまして、83万3,000円を減額補正するものでございます。

竹内委員長 ただいまの説明につきまして、質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 本件につきましては、差しかえということで、もともとの予定から変更をされたということをお聞きをしたんですけども、道の駅の建設にかかわって下水道事業費が1,100万円載ったものを当初配付していただいていたんですけど、ちょっと計画を変えることになったということで、その経緯についてお聞かせいただきたいと思います。

竹内委員長 末原部長。

末原都市整備部長 当初、道の駅の汚水処理方法について公共下水道で処理するという方向づけで設定させていただきました。そこで費用対効果ということで、年次的な比較を行ったところ短期的な話になりますと、浄化槽で整備するほうが町に対する負担が少ない。長期的には公共下水道のほうが安価になるということがございましたが、町の財政の状況が今非常に厳しい状況であるということで、短期的な負担が少ない方法である浄化槽処理ということに変更させていただきました。

竹内委員長 中原委員。

中原委員 そうなりますと、今回は一旦浄化槽を設置する形で処理をする工事を今後されると、その後先々公共下水につなぐということも発生するのでしょうか。

竹内委員長 末原部長。

末原都市整備部長 将来的な認可区域の拡大とか、その辺の取り扱いについては今のところ目途が立ってないんですけども、例えば20年、30年先という話になると下水処理の方法とか、

いろんなメンテに係る分も出てまいりますので、そのあたりの時点で判断していきたいと考えております。

竹内委員長 中原委員。

中原委員 そうなりますと、現時点の見通しとしては、数十年先にはそういうことが発生してくるかもしれないということですか。今の答弁でしたらそうだと思うのですが、先ほど費用対効果の問題で、短期的な負担と長期的な負担ということで比較検討されて、浄化槽にしたということで、その説明についてはわかりますけれど、その費用対効果でどのあたりが境界線になるのかというか、そのあたりについてはいかがでしょうか。

竹内委員長 末原部長。

末原都市整備部長 算定の結果につきましては、約10年が境になっております。

中原委員 わかりました。

竹内委員長 ほかに、ございませんか。

奥野委員。

奥野委員 関連で一つお聞きしたいんですが、先ほど公共下水への直接放流と、浄化槽、合併浄化槽になろうかと思うのですが、あの辺は民家もないですし農地がたくさんあるかと思えます。その辺のかんがい用水的なこととの兼ね合いは大丈夫でしょうか。

竹内委員長 末原部長。

末原都市整備部長 道の駅の周辺自身は、現在、国道沿道25メートルの範囲が公共下水道の処理区域ということで設定されておりますが、何分民家とか店舗のほり付きが悪いものですかからかなり後回しになるのではないかということですが、認可区域でありますので将来的には整備していくという考えでございます。

竹内委員長 奥野委員。

奥野委員 私の質問は、合併浄化槽ということで、横の水路に放流ということになろうかと思えますので、農地との兼ね合いは大丈夫ですかということですか。

竹内委員長 末原部長。

末原都市整備部長 失礼しました。環境の調査項目が合併浄化槽を設置するに当たっては義務づけられておりますので、そのあたりの調査は十分行う予定にしております。それと、過去には浄化槽を設置するに当たって、同意行政のような形をさせていただいていたんですけれど、この合併浄化槽の処理の基準というのが厳しくなったのと、性能が上がったということで、今現在、同意行政ではございませんのでその環境評価によって、それを満たせば合

併浄化槽を設置するという状況になります。

竹内委員長 奥野委員。

奥野委員 同意は要らないと思いますが、地元の水利組合さんとも十分協議というか、話し合いもしておいていただきたいと思います。

竹内委員長 ほかに、ございませんか。

田島議長 道の駅にかかわることですので、傍聴から申しわけございません。確認したいんですけど、公共下水をジョイントする、それとも合併浄化槽でやるということは、恐らく費用対効果も考えた上で、そして行革の問題も加味して決定されたと思うんですけど、ただ、公共下水をジョイントするのであれば、その周辺はまだ住宅等々も建っていないと、それだけの部分を本管を引っぱっていく費用の部分とそして今委員さんが質問した合併浄化槽で暫定的にしばらくそれで運用したら、費用面ではどの程度差が出るのか、もしわかったら教えてほしいんですけどね。

竹内委員長 末原部長。

末原都市整備部長 まず、初年度開業に合わせて公共下水道整備として約1億5,000万円程度かかる予定です。それと合併浄化槽にしますと、その環境調査を入れれば約9,000万円程度かかると試算されておるので、約5,000万円近くの差が出るということになります。そこから維持管理費にかかる町に対する公共下水道につきましても、収益が発生しますのでその分を換算してくるとだんだんと差が縮まりまして、10年を境に反対に公共下水道のほうが安くなると、そういう試算になっております。

田島議長 先を見込んでの事業と思うんですけど、10年もたてばその周辺も住宅が建つと、いろいろ人口がふえるので、今1億5,000万円もかけてそういう事業をするべきか、いやしかし、10年先を考えて行革のおり少しでも安い公共工事でやれば10年後には何とかなると、そういう賢明な考えで恐らくされたと思うので、何でもかんでも公共下水引かなあかん、そうしたらあそこはまだ民家が少ないのに公共下水を優先的に引けば、まだ本管を待っている地域がありますわね。やはりそっちのほうに優先順位を回してあげれば、住民も文化的な生活ができると、合併浄化槽にすればその利点も1点あるわけですね。ということで、どうしても道の駅にそういう浄化槽が必要だとなつて公共の本管をつなげば、やはり各字で次^{あざ}うちかな、この地域かなと待っている方がおります。それを道の駅やからということで、事業費のこともあるけれども、やはり公共の優先順位を考えて今回そういう公共本管を引くということを検討されたと思います。そやから当然僕は、賢明な判断

をされたと、かように思います。後は奥野委員が質問したとおり、やはり関連する事業所等々の説明、折衝、そして協定なり結んで、一つトラブルのないようにお願いしたいと、かように思います。

竹内委員長 ほかに、ございませんか。

中原委員。

中原委員 奥野委員のほうから先ほど農業との関係で質問が少しあって、環境評価についても今後実施するということがあったのですが、それはこの浄化槽の設置の計画に基づいて実施されるわけですけれども、被害がないという確認をされた後に工事を実施することになりますね。

はい、確認できたので結構です。

竹内委員長 ほかに、ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第78号「平成25年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

竹内委員長 満場一致であります。

よって、議案第78号は本委員会において可決されました。

続いて、議案第80号「平成25年度岬町水道事業会計補正予算（第1次）の件」を、議題といたします。

本件について、担当課から説明を求めます。

鵜久森水道課長。

鵜久森都市整備部水道課長 平成25年度岬町水道事業会計補正予算（第1次）の件について、ご説明いたします。

委員会資料の17ページをごらんください。

収益的支出ですが、1、事業費 1、営業費用、総係費といたしまして、100万6,000円の減額補正を行うものです。内容といたしましては、給料23万5,000円の減額、手当47万4,000円の減額、法定福利費29万7,000円の減額であります。

次に、孝子浄水場費といたしまして、152万3,000円の増額補正を行うものです。内容といたしましては、職員給料等の減額、及び人事異動に伴い嘱託職員が1名増員となりましたので、給料31万8,000円の減額、手当10万6,000円の減額、法定福利費16万3,000円の増額、嘱託職員の賃金178万4,000円の増額であります。収益的支出の合計といたしましては、51万7,000円の補正計上となります。

続きまして、資本的支出ですが、1資本的支出 1建設改良費、配水管整備費といたしまして45万1,000円の減額補正を行うものです。内容といたしましては、給料17万9,000円の減額、手当9万円の減額、法定福利費18万2,000円の減額であります。当委員会付託分の合計といたしまして、6万6,000円の補正計上をするものでございます。

竹内委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第80号「平成25年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

竹内委員長 満場一致であります。

よって、議案第80号は本委員会において可決されました。

続いて、議案第83号「いきいきパークみさき条例を制定する件」を、議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいでしょうか

(「はい」の声あり)

竹内委員長 質疑ございませんか。

道工委員。

道工委員 本会議場で、大綱的質疑で竹原議員のほうからも出ておりましたけれども、社会教育関係団体の減免措置、その辺をどうされるのか。それと、申されてましたように野球場とか使われる施設が教育的な観点のところが多いわけですが、その位置づけをどうされようとしているのか、お聞かせいただきたいと思います。

竹内委員長 西理事。

西まちづくり戦略室理事兼企業誘致・総計担当 ご質問いただいた点ですが、まず1点目の減免措置の規程でございますが、減免措置につきましては規則の中でまた詳細を決定させていただく形になります。現在、多目的広場につきましては、町内のスポーツ団体におきまして運営協議会を設けまして、暫定的なご利用をいただいているところでございます。この運営協議会では、町内のスポーツ団体を含めまして1時間500円の利用料金を徴してご利用いただいております。この利用料金の設定に当たりましては、運営協議会の中でも利用団体の皆さんのご意見も伺い、決定させていただいたものでございます。現在の多目的広場の利用の形態を見させていただきますと、他の団体との試合とか大会の開催の場所としてご利用されているケースが多く、ふだんの練習等では町内の他のグラウンドや学校を利用しているように聞いており、活動の内容に応じまして、それぞれ施設の使い分けをされておられます。町内には無料や低料金で利用できる施設もあり、活動の内容に応じてこれからも使い分けを行っていただければと考えておるところでございます。

また、広場が正式にオープンすることで管理棟が利用いただけるなど、広場のグレードもアップすることとなります。町の財政負担なく施設を適切に運営していくためには、使用料の徴収についてご理解をいただきますようお願いしたいと考えておるところでございます。

2点目の施設の位置づけでございますが、本会議場でも答弁させていただきましたとおり、いきいきパークみさきを含め多目的公園につきましては、施設の一体的、効率的な管理を行う必要があると考えており、施設を個別にそれぞれの部署で担当管理するのではなく、公園内の道路や進出企業者との調整なども含めまして、公園全体を一括して担当管理することを考えております。また、いきいきパークみさきにつきましては、都市公園としての位置づけを行う予定をいたしておりますので、担当部署といたしましては都市整備部

の方で所管をすることで現在調整を進めさせていただいているところでございます。

竹内委員長 道工委員。

道工委員 十分それはわかるんですけど、ともかく周辺の学校グラウンド等でやっていることは、十分我々も理解しています。私も社会体育にいろいろかかわってきましたけれども、やはりいい施設を減免で使えるとなればまた皆さんもそちらに行くでしょうし、そういう配慮を極力規則で定めていただけるよう、お願いしておきたい。

それと、このいきいきパークみさきを開設するにつけて、府のほうに要望しておりました防球ネットとか、照明とか、そういうものの積み残しもあると思うので、その辺は長期的にどうお考えになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

竹内委員長 西理事。

西まちづくり戦略室理事兼企業誘致・総計担当 まず防球ネットにつきましては、9月の補正予算で付けていただきました。駐車場側の防球対策を実施することで、現在発注をいたしております。夜間照明につきましては、これまで説明をさせていただいたとおり、建設費用の問題、維持管理費の問題もございまして、現在のところ整備の予定はございません。

竹内委員長 道工委員。

道工委員 防球ネットはそれなりにやっただけのこと確認していますが、照明はやはりこれだけの広場ですから、夜間に照明をつけても周辺に何ら影響もないという場所ですから、阪南市のグラウンドを見ていただいても、夜かなりの団体が使われております。やはり仕事を終わられてから夜にやりたいというグループもたくさんございますので、計画がないということではなしに、この辺は一つ計画的に府とも交渉しながら設置に向けて努力を図っていただきたいと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

竹内委員長 田代町長。

田代町長 道工委員、おっしゃるようにこの件については相当大阪府と私直接詰めさせていただきました。その中で平成18年に、この内容については多目的公園の仕様のまた設備等の内容について、一旦合意を得ているわけなんです。その後、私が一緒にさせていただいて新たに照明の問題、トイレの問題、防護ネットの問題等いろいろ問題が発生しまして、その後「これではいかんやないか」ということで、大阪府といろいろ交渉してまいりました。その結果、担当の西から説明したように、夜間照明については相当な経費がかかるということ、維持経費等の問題があつて「一つ、これは勘弁してくれないか」と、いろいろ二転三転あつたんですけども、これは基金等の積み立ても考えていく中で将来に渡って検討

していこうと、ただ、防護ネットについては駐車場等に車がとまっておりますので、その車を破損させてはいけないということで、これは大阪府の非常に財源に苦勞なさったんですけれども、これをやっていこうということと、トイレについては前にもご説明させてもらったとおり、仮設トイレで辛抱していただきたい。それから散水車等もありましたけれども、散水車についてはこれは基金の中で、今後は管理上でやっていこうかというふうにいろいろ細かいものもありましたけれども、一応大阪府と十分な協議をした中で今回防護ネットということで、私どもとしては理解を示させていただいたということです。道工委員がおっしゃるようなあれだけの広場ですから、夜間照明も必要だということは私も重々承知しております。今後、将来に渡ってどうしても夜間照明が必要な時期が来た場合は、そこで基金等また大阪府とも十分相談しながらやっていきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

竹内委員長 道工委員。

道工委員 町長のほうから聞かせていただきましたとおり、とにかく必ず将来的には照明をつけてくれという声が出ると思ひます。もちろん今も出ておりますけれども、もっと強いものになってくると思ひますね。阪南市のグラウンド、泉南市の大阪府がつくったグラウンド、こういうものを見ましても、全部照明設備をつけています。当然、利用する団体は個人で照明をつけるということですから、電気代は要らんわけですけれども、球が切れたり、そういうことは当然発生してまいりますけれども、この辺は一つ大阪府のほうに話を切ってしまうので、今町長がおっしゃっているように問題として残しておいて、一つやってくれという形だけはとっておいていただきたい、これだけ要望しときます。

竹内委員長 ほかに、ございませんか。

奥野委員。

奥野委員 先ほどの道工委員の関連ですけれども、やはり使用料の減免のことで先ほど西理事からでは使っておられる運営協議会で皆さん了解をいただいているということですが、やはり社会教育関係の団体に試合用じゃなくして、ふだんの練習も設備の整ったところでどんどん練習していただく。減免していただいたら、どんどん使っていただけると思ひますし、やはりその辺も試合用じゃなくして練習にも使えるような減免措置をしていただくように、私も要望をお願ひしたいと思ひます。

竹内委員長 ほかに、ございませんか。

中原委員。

中原委員 この条例が設置されるまで、少し予定より遅くなっているのかなと思っているのですが、それは先ほど来、質疑、答弁のあった府との関係で協議が整わなかったということがあったと思うんですね。それで、その府との対立点ということで言うと、グラウンドの設備の問題という理解でいいのかなどうか。ちょっとよく説明をしていただけるとありがたいです。

竹内委員長 田代町長。

田代町長 先ほど道工委員の質問でお答えさせていただいたとおり、協議は一旦大阪府とは平成18年に合意になってたんですよ。それで新たに議会の皆様方のご意見を頂戴した中で、新たにまた交渉に入ったという経過なので、全く合意にいたってないままずっと来たかと、そうじゃなしに一旦合意したんだけど、積み残した問題があってその整理に今日までかかったと、その中でまだ照明等の問題が今回委員さんのほうから、もっと将来に渡って検討すべきじゃないかというご意見は私としては本当に真摯に受けとめているつもりなので、そういうことです。

竹内委員長 中原委員。

中原委員 その点については、町としても利用者とか住民の立場で努力されたということは理解するところです。条例案の中で、名称及び位置なんですけれども、住所地が「ほか」と書いてありますけれども、この具体的な場所なんですけれどもこれは、いきいきパークみさき多目的公園として開発された全体の敷地を指しているかと理解しておいたらいいんでしょうか。施設という第3条もありまして、ここを見ると企業進出地等が入るのか、入らないのかがよくわからなかったんですね。それで、事業委員会の協議会の資料を見たら、どうやら企業の事業を展開する土地も入るようなんだなと思って、ちょっと細かい点ではありますけれども場所の確定をきちんと理解しておきたいので説明をいただきたいということと、それから第4条の使用の許可についてなんですけれども、使用しようとする者はあらかじめ町長に申請し云々とあります。この「使用しようとする者」というのは団体を指しているのか、個人でもオーケーなのか、あんまり個人では考えにくいんですけども団体に限定されるのかなどうか、そこの点を確認したいというのが2点目。それから先ほど来、使用料の減免等にかかわって規則については3月1日の利用開始までにまとめるということだと思うんですけど、その規則で定めるときに何か既につくっておられる規則等に準拠したものをお考えか、参考にされているものがあればお聞きしたいと思います。お願いします。

竹内委員長 西理事。

西まちづくり戦略室理事兼企業誘致・総計担当 1点目の場所の確定でございますが、多目的公園といきいきパークみさきの関係かと思えます。いきいきパークみさきの条例につきましては、公園として住民の皆様にご利用いただく広場、緑地などを公の施設として位置づけるもので、広場、緑地などを住民の皆様にご利用いただく部分がいきいきパークみさきの範囲となります。土砂採取跡地につきましては、このいきいきパークみさきとなる公園の部分のほか、事業者が進出する事業用地、道路、それ以外の法面や大阪府の施設として残るビオトープがございます。これらを含めた土砂採取跡地全体を引き続いて多奈川地区多目的公園として位置づけることを考えております。

2点目の申請の件でございますが、この多目的広場の利用については団体、個人いずれでもご利用いただくことは可能です。

3点目の使用料の減免等の規則で定める準拠するものがあるのかという点でございますが、これにつきましては岬町の条例の中で既に同じような広場の条例及び規則がございます。これらの規則に準じる形で今後利用者団体のご意見も伺いながら定めてまいりたいと考えております。

竹内委員長 中原委員。

中原委員 位置の確認をもう一度お尋ねするんですけど、今の説明でいきますと全体が多目的公園で、その中にいきいきパークがあると理解したらいいんですか。町長が首を振っていてよくわからないので、私これを見てて地図をつけてくれたらうれしかったなと思ってたんですけど、要するに地理に弱くてすみません、もう1回場所のことを教えてもらえるとありがたいです。

竹内委員長 西理事。

西まちづくり戦略室理事兼企業誘致・総計担当 ちょっと先走る形になるのですが、事業委員会協議会の資料をこちらの1ページのところに多奈川地区多目的公園の構成というのを上げさせていただいております。地図はつけさせていただいてないですが、多奈川地区多目的公園の構成、1番のところですけども多奈川地区多目的公園には事業者が進出する事業用地、それから町道としての道路、それから今回のいきいきパークみさきの条例の対象とさせていただきます多目的広場を中心とした広場とか、それと周辺にさくらとか植えていただいております緑地の部分がございます。このほか、法面とか水路、調整池、ビオトープ、これらが多目的公園の中に存在することになっております。

今回のいきいきパークみさきの条例の対象としますのは、住民の方にご利用いただき、

くつろいでいただく広場、緑地の部分がいきいきパークみさきのものとなります。そのほかの進出する事業者の用地などをひっくるめたものが全て集まって多奈川地区多目的公園、これが土砂採取跡地全体ということになりますので、そういうイメージをいただければと思います。

竹内委員長 中原委員。

中原委員 場所はわかりました。条例の使用料のことにかかわってですけれども、説明の中で現在は運営協議会が徴収等についても実務をなさっているのかなという、私ちょっと実態は余り明るくありませんけれども、その運営協議会が行っていただいている実務を都市整備部の中で行っていくと理解をすればいいのでしょうか。

その点と、それから別表の2なんですけれど、「営利を目的として使用する場合は、それぞれの使用料に2を乗じて得た額とする。」ということで、使用料の定めがあるのですが、ちょっとイメージが湧かなくて、設置の目的の範囲内における営利を目的とした使用ということになるのかなと思ったりするのですけれど、どんなことが考えられるのでしょうか。この2点をお願いします。

竹内委員長 西理事。

西まちづくり戦略室理事兼企業誘致・総計担当 まず1点目の運営協議会でございますが、これについてはこれまでもご説明はさせていただいておったかと思うのですが、現在、多目的広場については正式なオープンはいたしておりません。ですから本来であれば使用することはできないのですが、町内の団体さんから、「せっかくできたグラウンドを使わずに置いておくのはもったいないので、ぜひ使わせてほしい」という強いご要望を受けまして、大阪府と協議した結果、暫定的な利用で使うことは認めましょうということで現在、暫定的な利用を町内の団体に限らせていただいているところでございます。あくまでも暫定的なご利用でございますので、町の一般財源を使ってその利用を、維持管理をするというわけにはまいりませんので、その利用者による協議運営の団体を設立いたしまして、使用に見合う利用料をいただいて、その利用料で公園の中の、例えばトイレの消耗品を買ったり、水道とか電気の使用料を払ったりということを運営協議会の方で行っております。ですので、運営協議会はいくまでも広場の一時的な利用を行っている団体でございますので、公園全体を今現在管理しているものではございません。公園がオープンすれば、そういう広場の利用の手続と合わせまして、公園の管理全般を運営することになります。それについては先ほど答弁させていただいた公園全体を管理するというところで都市整備部を中心と

して今現在担当部署の調整を進めているところでございます。

2点目の営利を目的としての料金設定でございますが、いろんなケースが想定されるかと考えております。例えば、有料の試合をやったり、それからコンサート、そういうのもあるかなと思っております。そういう形で営利を目的として利用される場合は、通常の使用料よりも高目に設定させていただいて、使っていただくということで考えているところでございます。

竹内委員長 中原委員。

中原委員 今後の運営のことなんですが、まだ調整や協議が必要なのかなと思うんですけど、3月1日のスタートより後になるんでしょうかね。多目的公園全体の維持管理はどこがするのかとか、そういうことについてはまたそのときに議会にご報告なりいただくという理解をしておけばいいんでしょうか。

竹内委員長 西理事。

西まちづくり戦略室理事兼企業誘致・総計担当 オープンしますと、人員配置とかの問題も出てまいります。そうすると組織の問題もございますので、それらの問題も整理していく必要がございますので、3月1日のオープンとはなりますけれども、体制的に整うのはやはり4月に入ってからというふうに考えております。

竹内委員長 ほかに、ございませんか。

中原委員。

中原委員 もう一度、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。私たちには特段の説明とかはなく、もうオープンになってしまうんですか。説明を一定どういう、維持管理を中心に担うのが町が直接行うということなのか、運営協議会で今やっていただいているけれど、そういったまた別の団体をお願いするなり、外の人をお願いするということになるのか、ちょっとそのあたりの維持管理のイメージがつかめないのです、それをお聞きしてたんですけど、それは一定まとまった段階でまた説明なりをしていただける機会があると思っておいたらいいでしょうか。

竹内委員長 南室長。

南まちづくり戦略室長 公園の維持管理につきましては、今後詰めていく状況にございますので、その辺の状況が固まった段階で、また議会のほうには報告というか、お示ししたいと思っております。

竹内委員長 田代町長。

田代町長 補足いたします。これは大阪府の分については町のほうで受託をして管理を行います。

それについては、現在、どういう形で町が今後管理していくんだということになるかと思いますが、その辺は今人事担当と詰めておりますけれども、再任用の方をはりつけるのか、また臨時職員をはりつけるのか、正職員をあそこにはりつけるのは、ちょっと問題があるかなと思いますので、そういった意味で当面は直営で大阪府から受託をして管理したいと思っております。

竹内委員長 ほかに、ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第83号「いきいきパークみさき条例を制定する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

竹内委員長 満場一致であります。

よって、議案第83号は本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案4件について、全て議了しました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので委員の皆様方のご協力をお願いします。

これで、事業委員会を閉会します。

(午前10時57分 閉会)

以上の記録が本町議会第4回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成25年12月6日

岬町議会

委 員 長 竹 内 邦 博